

(仮 訳)

プレス・リリース

2014年1月23日
バーゼル銀行監督委員会

**バーゼル銀行監督委員会が監督カレッジの優れた
運営実務に関する諸原則の改訂に係る市中協議文書を公表**

バーゼル銀行監督委員会（以下、「バーゼル委」）は、本日、「監督カレッジの優れた運営実務に関する諸原則の改訂」に係る市中協議文書を公表しました。

2010年10月に公表の「監督カレッジの優れた運営実務に関する諸原則」（以下、「諸原則」）には、諸原則の適用を通じて得られる重要な教訓を反映させるべく見直しを行うという内容が含まれていました。本市中協議文書は、諸原則の実施における実務上の課題や新たに最も優れた運営実務として盛り込める分野がないかどうかを検証し、これら諸原則を更新するものです。この過程では、国際的に活動する銀行の観点、ホーム当局とホスト当局の観点が考慮されています。

バーゼル委は、諸原則を引き続き目的に適ったものとすると共に、質の高いカレッジがどのように機能すべきであるか記述することに努めています。主な変更点は以下のとおりです。

- 原則1は、継続的な協調と情報共有に重点をおいたものです。
- 原則2では、コア・カレッジの実効性とホスト当局の関与を両立させることの必要性を明確化しています。
- 原則3は、実効的でタイムリーな情報交換ができるように、ホーム当局とホスト当局が適切な枠組みを整備し十分な資源を投入することへの期待を示したものです。
- 原則6は、ホーム当局とホスト当局に対し、銀行へのフィードバック内容について合意すると共に、そうしたフィードバックが両者間で整合的になされるよう促すものです。
- 原則7では、システム上重要な銀行など危機管理グループ（CMGs）を設置している銀行と、CMGを設置していない銀行とを区別しています。前者につい

ては、危機への備えに関してカレッジと CMG との情報共有や協調の可能性についてガイダンスが示されています。

- マクロプルーデンスに関する情報がどのように共有され利用されるべきかについて、各原則に織り込んで記述しています。

バーゼル委は本市中協議文書全般に関するコメントを歓迎します。コメントは 2014 年4 月18 日（金）までにアップロードしてください。または、Basel Committee on Banking Supervision, Bank for International Settlements, Centralbahnplatz 2, CH-4002 Basel, Switzerland 宛にコメントを郵送してくださいでも結構です。全てのコメントは、コメント提出者が非公開を希望しない限り、国際決済銀行のウェブサイトに公表されることがあります。